

教職員と生徒の連絡手段に関する規程

北海道札幌養護学校白桜高等学園

第1条 この規程は、職員が生徒から電話番号や電子メールアドレス等（以下「電話番号等」という。）を取得するに当たって、入手、利用、管理に関する必要な事項を定め、個人情報を厳正に取扱うことを目的とする。

第2条 職員が生徒に対して、単独通学等の学校安全上の指導事項等に関わる連絡を行うに当たり、保護者の承諾を得た後、適切な管理の下に電話番号等を取得し、利用する。ただし、保護者等に対し連絡を行う場合は、原則として、学校の電話を使用する。

第3条 職員が生徒から電話番号等を取得する際は、次の目的に限られる。また、職員が生徒等に対して自己の電話番号等を提供する際も同様である。

- (1) 単独通学等の学校安全上の緊急連絡を行う場合
- (2) その他、校務運営上必要な場合

第4条 第3条により電話番号等を取得する場合は、次のことを明らかにして、校長の許可を得た上で行う。

- (1) 生徒から電話番号等を取得する目的
- (2) 生徒から取得する情報の種類

第5条 第3条により電話番号等を取得する場合は、保護者に理由を説明し、同意を得た上で行う。

第6条 情報利用期間を経過した生徒の電話番号等は直ちに削除する。

第7条 職員と生徒との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等（以下「メール等」という）による連絡等は行わない。

第8条 生徒からメール等を利用して個人的な相談等があった場合には、メール等での相談は行わず、複数の教員により直接面談するなど、適切な対応を行う。

第9条 職員が保護者等に対して、自己の電話番号等を提供することは、原則として禁止する。

（附 則）

本規程は、令和7年5月1日に施行する。